

お客様各位

日高信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改正について

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年2月1日（土）より預金規定等を改正させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改正後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

以下の条項を新設・追加いたします。

○普通預金・定期性総合口座・決済用普通預金・貯蓄預金・納税準備預金

「取引の制限等」条項を新設

取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年を超えて取引のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項へ下線部追加しました

解約等

- (1) 省略
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①～⑥ 省略
  - ⑦ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第13条※第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑧ 第13条※第1項から第4項に定める取引等の制限が1年以上に亘って解消されない場合
  - ⑨ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) ～ (4) 省略

※ 貯蓄預金規定は第14条、定期性総合口座取引規定は第17条となります。

※当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口座）へも同様の条項を新設・追加いたします。